

## VI【景観・快適さ】

### 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進

#### 目指す将来の姿

- 町屋、古民家、鏝絵・なまこ壁などの歴史・文化的な街なみや、日本の原風景といえる農村景観など、美しい景観の保全・再生・創造・活用により、個性豊かで魅力あるまちづくりが進み、住民の誇りと愛着のあるまちづくりが実現されています。また、まちの魅力が高まり、観光誘客等交流人口の拡大等により地域が活性化されています。
- 美しい景観を保全・再生・創造・活用し、次の世代に継承していくため、住民参加や多様な主体との協働・連携により、自立的・継続的な景観まちづくり活動が実践されています。

#### VI-1 美しい景観の保全と創造

##### ア 目標

- ・ 良好な景観の保全と創造に努めます

主な目標指標	現 状 (平成22年度末)	目 標 (平成26年度末)
景観まちづくり活動に取り組む団体数	48団体	85団体
景観行政団体(市町村)数	3団体	5団体

##### イ 現状と課題

- ・ 県民公募による「とっとり地域生活百景」の選定、展示会の開催や住民参加による百景活用方策検討会及び結果報告会の実施を通して、県内の景観の良さが認識されはじめています。

また、景観まちづくり大会やリーダー養成研修の開催等により、景観まちづくり活動に取り組む団体数、地域資源を活用したまちづくり実施地区数が増加しています。

今後も、良好な景観形成の必要性や保全・活用による魅力的なまちづくりに対する地域住民等の理解・参加意識を高めていく必要があります。

また、景観まちづくり活動の人材等が不足する中で、持続可能性を高めていくため、活動団体等の意見を聞きながら、住民・活動団体参加や多様な主体の協働連携

による取組を促進していく必要があります。

## ウ 各主体に期待される役割

県民・NPO	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観形成の必要性についての理解を深め、地域における景観形成活動に積極的な役割を果たすよう努めるとともに景観形成施策に協力</li> <li>・ 日常生活に溶け込み、見過ごされている景観資源を発掘し、景観まちづくりに活かしていく</li> <li>・ 景観まちづくり活動に参画し、地域の景観を創り・守ることを次世代に伝える</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における景観形成活動に積極的な役割を果たすよう努めるとともに景観形成施策への協力</li> <li>・ 景観形成基準や屋外広告物の設置基準などを遵守し、景観形成に配慮した事業を実施</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観形成団体に移行して景観形成施策の中心的な役割を担う</li> <li>・ 景観計画の実現に向けた景観形成行政を推進</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村と協働して、県民及び事業者が景観形成の必要性についての理解を深めるよう啓発に努めるとともに景観形成活動を担う人材の育成に努める</li> <li>・ 地域の特性及び市町村の意向に配慮しつつ、基本的な景観形成施策を総合的に推進</li> <li>・ 市町村が県の景観形成施策との整合性に配慮しつつ、地域の特性に応じた景観形成施策を主体的に推進するよう必要な協力を行う</li> <li>・ 発掘した景観資源の取りまとめや県内外への情報発信などにより、次世代に伝える</li> <li>・ 景観計画の実現に向けた、景観形成行政の推進や景観形成制度の周知・指導監督</li> <li>・ 先進的な取り組みを行っている景観まちづくり団体等に関する県内外への情報発信や団体に対する人的サポート体制を整備</li> </ul>

## エ 施策

### VI-1-1 住民参加と多様な主体の協働連携による景観まちづくりの推進

#### ① 地域資源の魅力発信

- ・ 景観資源の魅力・価値や景観を活かしたまちづくり活動等を県民等に情報発信し、県民等の景観意識や機運を高め、地域景観を活用したまちづくりを推進する取り組みを行います。

【とっとり地域生活百景】



## ② 景観まちづくり活動へのサポート

- ・ 景観資源の保存・活用、再生及び創造を図るため、自然、歴史文化及び街なみなど景観資源を活かしたまちづくり活動に取り組む団体に対する支援や、住民参加と多様な主体の協働連携によるまちづくりを推進する取り組みを行います。

【景観まちづくり大会】



【まちづくりリーダー養成研修】



## ③ 住民協働によるまちづくり

- ・ 住民と協働してまちづくりを進めるため、都市が現在抱えている課題と今後目指すべき将来像について住民と行政が一緒になって議論する場を設け、その議論の内容を都市計画マスタープランに活かしていきます。

## VI-1-2 景観に配慮した制限と誘導

### ① 景観行政の推進

- ・ 景観法に基づく届出制度及び景観形成条例に基づく制度（行為の規制等、公共事業に関する景観形成、景観支障物件に対する措置など）の適正な運用、その他景観形成施策の総合的な推進と自発的な景観形成活動の促進を図ることにより、良好な景観の保全と創造に努めます。

### ② 屋外広告物の適正化

- ・ 屋外広告物条例に基づく屋外広告物の規制や屋外広告業者等への講習会、情報提供等により、屋外広告物の適正化を図り、良好な景観の維持と保全に努めます。

## VI-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

### ア 目 標

- ・ 後世に残すべき歴史的・文化的な街なみに対する理解を高めて保存・整備し、持続可能な街づくりを進めます

項 目	現 状 (平成22年度末)	目 標 (平成26年度末)
地域資源を活用したまちづくり 実施地区数	44地区	71地区

### イ 現状と課題

- ・ 「フォーラム」、「全国鰻絵なまこ壁サミットinとっとり」の開催や資料集の発行を通して、鳥取県の地域資源や左官文化に対する県内外の認識が高まっています。

また、街なみ環境整備事業の運用により、「鳥取鹿野（城下町）地区」、「倉吉打吹（白壁土蔵群）地区」、「米子旧加茂川・寺町周辺」など、地域の景観・歴史的資源を活かした街なみが形成されつつあります。

しかし、鰻絵・なまこ壁など地域資源への認識や保存・活用が不十分であることから、関係団体や市町村等の意見を聞きながら、魅力発信を進めていく必要があります。

さらに、後世に残すべき歴史的・文化的な構造物、街なみが認識されておらず、維持管理に多くの費用と手間がかかること等により荒廃しつつあります。このため、地域住民や市町村の意見を聞きながら魅力的な街なみ環境整備を促進し、歴史的・文化的な街なみの保存・活用を進めていく必要があります。

### ウ 各主体に期待される役割

県民・NPO	・ 歴史的・文化的景観や街なみに対して理解し、次世代に伝える
事業者	・ 伝統的な木造建築物の維持・保全を行う伝統継承者を育成
市町村	・ 地域の歴史的・文化的街なみの保存と整備に取り組む
県	・ 歴史的・文化的景観等に関する魅力発信・理解向上による多様な主体間の協働連携による推進、伝統技能の継承者育成支援などにより持続可能なまちづくりを進める

### エ 施 策

#### VI-2-1 歴史的、文化的街なみの保存と整備



① とっとりの鍍絵・なまこ壁の魅力の伝承

- ・ 県内に在する豊富な「鍍絵となまこ壁」の保全・活用・情報発信を通して、鳥取県の隠れた地域資産や左官文化、「日本（山陰）の美」について考察を深め、地域資産を活かした景観歴史のかおり豊かなまちづくりを目指します。

【鍍絵なまこ壁】



② まちなみ伝統建築支援

- ・ 伝統的な木造建築物の維持、保全を行う建築大工、左官等の伝統継承者の育成を図ります。

③ とっとりの美しい街なみづくり推進

- ・ 美しい街なみ整備を促進するため、街なみ整備・修景等を実施する市町村・所有者を支援します。

【住宅修景前】



【住宅修景後】



④ 歴史文化が薫るまちづくり推進

- ・ 地域住民、活動団体及び市町村の歴史文化のまちづくりへの理解や機運を高めるため、先進地の取組事例から、制度内容や進め方を修得し実施可能性を探ります。

⑤ 古民家再生促進支援

- ・ 古民家・空屋の再生を支援して街角美術館やアーティストの活動拠点等に活用し、観光誘客や地域活性化につなげていきます。